解散公告（第一回）

当法人は、令和七年四月十日、新潟地方裁判所長岡支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

新潟県長岡市殿町一丁目五番地二
宗教法人長延寺

新潟県長岡市弓町二丁目四番二九号　駅東ビル二階　佐藤尚志法律事務所
清算人　弁護士　佐藤　尚志

解散公告（第二回）

当組合は、令和八年六月十二日東京都知事認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

東京都板橋区大山町三一番一〇号
大山町クロスポイント周辺地区市街地再開発組合
代表清算人　山本　好文

解散公告（第二回）

当法人は、令和八年二月十八日開催の社員総会の決議並びに大阪府知事の認可により、令和八年六月十六日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

大阪市淀川区十三東二丁目六番一八号
医療法人天翔会
清算人　天羽　裕二

解散公告（第二回）

当法人は、令和七年六月六日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和八年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年七月二日

岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓三一三六番地
黒住教牛窓教会所
清算人　平井　雅道

第２期決算公告

令和８年７月２日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
ショーテックス日本株式会社
代表取締役　ヤン・アンドレ・シー・ブロム

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	38,663
	固定資産	12,290
	合計	50,954
負債及び純資産の部	流動負債	110,703
	株主資本	△59,748
	資本金	10,000
	利益剰余金	△69,748
	その他利益剰余金	△69,748
	（うち当期純損失）	(38,190)
	合計	50,954